

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）

（農業支援課）

一 趣旨

近年頻発している局地的な農業災害に対応するため、特別災害の指定要件を緩和するとともに、助成措置の拡充等を行うための改正

二 内容

（一）特別災害の指定要件の緩和

一市町村における被害程度三十%以上の被害金額が一定の金額を超えた災害も特別災害として指定できるよう要件を追加する。

（二）支援対象市町村の要件の見直し

県費補助の対象となる市町村について、特別災害により被害程度三十%以上の被害を受けた農業者が所在する市町村が全て対象となるよう要件を見直す。

（三）助成措置の拡充

被害を受けた農業用生産施設の撤去に対する補助を追加する。

三 施行期日

公布の日から施行し、改正後の埼玉県農業災害特別措置条例の規定は、同日以後に発生した災害について適用する。